

THE シガパーク推進会議設置要綱

(設置)

第1条 水と緑と人でつながる滋賀の公園「THE シガパーク」の持つ価値・魅力をさらに高めるため、自然公園や都市公園などの公園種別に関わらない県営公園としての魅力向上施策について幅広く検討し、部局横断的に効果的な取組を図る組織として、関係部局からなる「THE シガパーク魅力向上推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 推進会議において、用語を次のとおり定義する。

- (1) 「THE シガパーク」とは、滋賀県全体が水と緑と人でつながった一つの公園のようになった姿を指す。
- (2) 「シガパーク」とは、「THE シガパーク」を構成し、推進会議の魅力向上の取組の対象となる個別の公園を指す。

(所掌事務)

第3条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 「THE シガパーク」魅力向上のための公園間の連携に関すること
- (2) 「THE シガパーク」魅力向上のための庁内連携の取組に関すること
- (3) 「THE シガパーク」魅力向上のための情報発信に関すること
- (4) 「THE シガパーク」の機能強化と利便性の向上に関すること
- (5) 「THE シガパーク」魅力向上のための民間事業者・住民等と協働に関すること
- (6) その他「THE シガパーク」の価値・魅力の向上・創出のために必要な事項

(構成)

第4条 推進会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 議長
 - (2) 委員
 - (3) 連絡員
- 2 議長は、土木交通部技監（魅力ある公園・まちづくり担当）の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表の職にある者をもって充てる。
- 4 議長に事故があるとき、または議長が欠けたときは、議長があらかじめ指名す

る委員が職務を代行することができる。

- 5 推進会議の所掌事務に関する連絡調整を行うため連絡員を置き、委員が所属職員のうちから推薦する者をもって充てる。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、委員会および連絡会、作業部会とし議長が招集する。

- 2 委員会は、議長および委員で構成し、議長が主宰する。
- 3 委員会では、第2条に規定する事項について議論する。
- 4 連絡会は、都市計画課公園魅力向上推進室長および連絡員で構成し、都市計画課公園魅力向上推進室長が主宰する。
- 5 連絡会では、第2条に規定する事項に関する連絡調整を行う。
- 6 作業部会は、都市計画課公園魅力向上推進室長および協議事項に関連する連絡員で構成し、都市計画課公園魅力向上推進室長が主宰する。
- 7 作業部会では、第2条に規定する事項のうち、個別の事項について議論する。
- 8 議長は、必要があると認める場合は、オブザーバーとして構成員以外の者に各会議への出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 推進会議の事務局は、都市計画課公園魅力向上推進室におく。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に関し必要な事項は、議長が定める。

付 則

この要綱は、令和5年5月18日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年9月12日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

部局名	委員名	対象公園
文化スポーツ部	文化芸術振興課長	希望が丘文化公園
	文化財保護課長	近江風土記の丘
	スポーツ課長	彦根総合スポーツ公園
琵琶湖環境部	下水道課長	矢橋帰帆島公園
	森林政策課長	近江富士花緑公園
	自然環境保全課長	自然公園（湖岸緑地など）
子ども若者部	子ども若者政策・私学振興課長	びわ湖こどもの国
商工観光労働部	イノベーション推進課長	陶芸の森
土木交通部	都市計画課長	都市公園（びわこ文化公園、湖岸緑地など）